

「稲沢市行政経営改革プラン（平成 27 年度～平成 31 年度）（案）」  
パブリックコメントの実施結果について

- 1 募集期間 平成26年12月19日（金）から平成27年1月20日（火）まで
- 2 意見提出者数 8人
- 3 意見件数 45件
- 4 提出された御意見の要旨と市の考え方  
(御意見は、文意等を損なわないように要約させていただいております。)

○「1 行政経営改革の必要性」について

No.	項目（掲載ページ）	御意見の要旨	市の考え方
1	新たな行政経営改革プランの必要性 (9ページ)	「『自助・共助・公助』が機能する持続可能なまちづくりを進める」とし、徹底的な自助努力を求め、「行政を経営する」という概念を強調している。これは所得の再配分を通じた貧困と格差の是正ではなく、弱肉強食の社会に邁進することへの宣言ではないのか。「行政を経営する」という考え方は、「適正化・効率化・重点化」をキーワードにして社会的弱者を切り捨てることであり、「住民福祉の向上を図る」という地方自治の本旨を放棄しているのではないか。そうでなければ、その本旨はどこで担保されているのか。	市が考える「行政経営」とは、市民と行政との協働関係の構築、市民目線に立った行政サービスの提供、民間事業者の経営理念や経営手法の積極的な導入等によって、限られた経営資源を効果的に活用し、自らの判断と責任で行政活動を展開していくことで「市民満足度の向上」を目指すものです。  また、「『自助・共助・公助』が機能する持続可能なまちづくり」を進めることは、災害時の被害抑制や地域による見守りなど、共に支え合い助け合う地域社会の実現につながり、将来にわたる市民の安全・安心な暮らしに寄与するものと考えます。

○「2 改革の基本的な考え方」について

2	経営の基本理念 (10ページ)	「市民満足度の向上を図る『行政経営』への転換」は「時代や社会情勢の変化に影響されることがない普遍的なもの」だとしているが、「市民満足度の向上」（また別のところで「効率的で質の高いサービスの提供」（11ページ）、「持続可能」（12	<b>【No.2・3一括回答】</b> 市民満足度とは、本市の市政運営に対して市民がどの程度満足しているかを表す指標のことで、市が行政サービスを提供する上での評価基準となるものです。  例として、「子育てしやすいまちと
---	--------------------	--	--

		ページ)を強調している)は第一に「税金を納めている市民を優先する強者の理論」であり、第二に「税金を納めることができない所得の少ない人、高齢者、障がい者等の少数意見を切り捨てる論理」ではないか。	思う市民の割合」、「障害者(児)が安心して暮らせるまちと思う市民の割合」や「高齢者が地域で活躍できる機会や場が整っているまちだと思う市民の割合」等が挙げられます。 これらの市民満足度を把握する上では、納税の有無に関わらず、全ての市民を対象としています。
3	経営の基本理念 (10ページ)	「税金を負担する市民の満足度を最優先に考え、市民生活に根ざした行政運営」とあるが、弱者を切り捨てないでほしい。	

○「4 改革の推進に向けた取組み」について

4	章全般 (15～19ページ)	地方自治体の役割を放棄し、徹底した民営化を求めている。また、16ページで平成25年6月に策定した「公共施設再編に関する考え方」を無条件で受け入れることについても市民に求めている。これでは地方自治体の責務の放棄ではないか。「健康で文化的な最低限度の生活」など、憲法を暮らしに生かし、地方自治の本旨に基づく自治体運営となるよう「行政経営改革プラン」を抜本的に改めるべきである。	行政経営改革プランの推進に当たっては、地方自治法で定める「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」との考え方を念頭に置き、取り組んでまいりたいと考えています。 改革の必要性を丁寧に説明し、市民の皆様から良い知恵をいただきながら、一步一步進めてまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。
5	基本目標1：成果、コストを重視した組織・制度への転換 ／1 組織の改革 (15ページ)	組織の改革は、職員定数の削減や市業務の民間委託に繋がるため反対である。	組織の改革とは、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対し、迅速かつ的確に対応できる組織体制を目指して常に見直しを図っていくものです。 取組みを進める中で、民間の活力も活用しつつ、職員定数の適正化に努めてまいりたいと考えています。

6	<p>基本目標 2 : 持続可能な財政運営の確立 ／5 施設管理の適正化 <b>(16 ページ)</b></p>	<p>公共の考えが国に毒されていないか。憲法でいう地方自治に依拠してほしい。平成 25 年 6 月に策定した「公共施設再編に関する考え方」をそのまま推進していくことについて、市民が納得しているとは思えない。市民参加条例を持つ市として、この問題を再度市民に問うべきだと考える。</p>	<p>「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施していくこと」が地方公共団体として本市が果たすべき役割であると認識しています。地域や住民にとってどのような施策が望ましいか、国の施策も含めて総合的に判断する中で、その役割を果たしてまいりたいと考えています。</p> <p>なお、「公共施設の再編・適正化」は、将来にわたって稲沢市が持続可能な市政運営を行っていくために避けては通れない課題であると認識しています。改革の必要性を丁寧に説明し、市民の皆様から良い知恵をいただきながら、一步一步進めてまいりたいと考えていますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
7	<p>基本目標 3 : 職員の意識改革と人材育成 <b>(17・18 ページ)</b></p>	<p>「能力・実績を一層重視した人事管理制度」について、職員を管理して能力や実績を求めることは、市民に寄り添う職員から上司におもねる職員になってしまうと懸念する。また、成果主義は職員の精神面での負担が多く、病む職員を生むことが分かっている。職員がのびのびと十分に意見を言うことができる環境こそ必要であり、時代錯誤である。</p>	<p>今後ますます複雑化・多様化する市民ニーズに対し、限られた人員で対応していくためには、人材の育成が欠かせません。そのためには、各種研修だけでなく、人事考課制度を活用して職員の能力向上を図ることも有効であると考えています。</p>
8	<p>基本目標 6 : 市民との役割分担を明確にし、効率的で質の高いサービスを実現 <b>(19 ページ)</b></p>	<p>民間活力の活用、指定管理者制度、施設管理の適正化と連動して施設の管理運営のあり方を検証することについて、民間企業は利益を出すことが目的である。結局は美味しい汁だけを民間企業に吸わせることになる。公共の弱体化に繋がる。</p>	<p>行政の果たすべき役割や関与の必要性を検証する中で、民間等でも対応可能な事務事業や民間の高度な専門的知識を活用した方が公共サービスの向上が図れる業務については、費用対効果も勘案しながら、民間活力の活用に向けた取組みを推進してまいりたいと考えています。</p>

○「6 行動計画」について

<p>9</p>	<p>支所機能の検討 (28 ページ) 公共施設の再編・適 正化 (支所の移転) (47 ページ)</p>	<p>第 5 次稲沢市総合計画を具体化した「稲沢市都市マスタープラン」の地域別方針では、「祖父江・平和地域の方針」として「交流拠点である祖父江・平和支所を中心とした生活利便性の高いまちづくりの推進」を掲げている。都市マスタープランは現祖父江・平和支所の存続を前提にした計画であることは明らかであり、両支所の移転が総合計画に反していることは明らかである。市長自身が策定した総合計画を無視する計画を策定することは許されないのではないか。祖父江支所を保健センター祖父江支所内へ、平和支所を旧保健センター平和支所内に移転することで、祖父江・平和地区のまちづくりを発展させることができるのか。支所は市民センターではなく、地方自治法で位置づけられた機関であり、全く別の施設である。これまでの歴史を考えれば、現在の場所で耐震改修を行うか、改築することを検討すべきではないか。効率面を専ら優先することは地方自治の本旨に反する。</p>	<p>稲沢市都市マスタープランに記載している「支所」とは、既存施設そのものではなく、管理体制のことと理解しています。そのため、支所の移転によって地区の拠点機能が損なわれるものではないと考えます。</p> <p>ご意見にある既存施設の長寿命化についても検討してきましたが、改修には数億円の経費を要し、また、建築後 30 年から 40 年経過している施設であるため、仮に改修したとしても約 10 年後には施設の更新を迫られるものと思われまます。</p> <p>なお、支所の移転と同時に市民センター化することは考えておりません。</p>
<p>10</p>	<p>支所機能の検討 (28 ページ)</p>	<p>合併した祖父江町や平和町を切り捨てるように支所を無くすことには反対である。稲沢市のどこに住んでいても同じ行政サービスが受けられるように努力するのが公共ではないのか。</p> <p>基本目標 4 (18 ページ) で「便利で快適なサービスの実現」と掲げていることに違和感を覚える。市の言う市民とは誰のことなのか。</p>	<p>支所については、現在の施設は耐震性の問題があり、経年劣化も著しいことから、別の施設へと移転するものです。</p>

11	支所機能の検討 (28 ページ)	<p>平和支所の移転には反対である。市民センターでは印鑑登録等の手続きができない項目が多くなる。現在でも市職員としてのノウハウ不足が目立っている。</p>	<p>支所の移転要因としては、既存施設の耐震性が低いことや設備の著しい経年劣化によって維持管理が困難になってきたことがあります。</p> <p>支所の移転に合わせて市民センター化するものではありません。</p> <p>これまで以上に市民サービスの向上と職員の能力向上に努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
12	職員定数の適正管理 (29 ページ)	<p>この取組みは、正規職員を削減し、臨時職員や指定管理者に置き換えるものである。不安定な雇用を増やせば貧困と格差が拡大し、経済が縮小する悪循環に陥ることになる。</p> <p>また、正規職員の削減は、災害時に機動的に動ける職員がいなくなるということであり、災害に強いまちづくりに反する。</p>	<p>限りある経営資源を有効に活用するため、組織機構の見直し、職員の意識改革及び人材育成、電子自治体や外部委託の推進、施設の管理運営等の見直しや多様な任用・勤務形態の活用を図る中で、職員数の適正管理に努めてまいりたいと考えています。</p>
13	職員定数の適正管理 (29 ページ)	<p>公共とは効率面では測れないものであり、特に消防などはその最たるものである。火事が少ないことを理由に消防士を減らすことは、住民が自らの安全を放棄することになる。先日の御嶽山の噴火で分かったことは、気象監視体制を脆弱化したことのツケである。市民の安心安全のために市が努力していることを啓発することが求められていると思う。消防士は命を張って市民を守る仕事である。</p>	<p>消防職員については、平成 28、29 年度の定年退職者数が合わせて 26 人になる予定であることから、消防技術の継承を図るため、再任用職員の活用に努めてまいります。</p> <p>また、消防情報指令に係るデジタル無線の共同使用に伴う消防職員の適正配置等が検討されていることから、今後必要な人員の把握に努めてまいります。</p>
14	職員定数の適正管理 (29 ページ)	<p>市役所で働いている人が臨時・嘱託・任期付職員であっても市民には全く分からない。全員が市の職員だと思っている。市民サービスを充実させると言っているが、今の職員は</p>	<p>今後ますます複雑化・多様化する市民ニーズに対し、限られた人員で対応していくためには、人材の育成が欠かせません。</p> <p>そのためには、各種研修だけでなく、人事考課制度を活用して職員の能力向上を図ることも有効であると</p>

		<p>上司の顔を伺い、市民の立場に立っていない。それを助長するのが能力・実績主義である。市民の声を聞くことが市民サービスに徹することである。市民の声を聞くことで本当のニーズが見えてくるはずである。そのためには正規職員を増やすことが必要である。</p>	<p>考えます。</p> <p>今後も限られた人員の中で最大の効果を発揮できるよう努めてまいります。</p>
15	<p>給食基本計画の策定 (31・32 ページ)</p>	<p>給食の民間委託化は絶対に止めてほしい。派遣やパートで働いている人の現状や時給を知っているのか。子どもたちの命に直結する給食を作る人は「食育」という教育の一環を担っており、学校や保育園のカリキュラムとも直結している。子どもたちに合わせた給食を提供できるのは、同じ市職員だからである。民間委託を導入すれば待遇や給与の保障が無く、仕事に来る人も度々変わることが予想される。一人一人異なるアレルギー症状への対応等も全くできなくなる。</p> <p>東日本大震災の際に、東京都杉並区のある小学校で親が迎えに来られない子どもや10人ほどの待機職員に温かい味噌汁やおにぎりが提供できたのは、自校直営の給食施設だったからである。震災直後の学校給食の状況についてアンケートを行ったところ、自校直営の学校では混乱がなかったが、民間委託した学校では調理員が学校に来られず、大変な状態であったと聞く。公共性を考えると給食施設の集約化や民営化は止めるべきである。効率面でも自校方式の給食施設はセンター方式より経費が掛からないとはつきり出ているのに、なぜ給食施設を集約するのも疑問である。</p>	<p><b>【No.15～17一括回答】</b></p> <p>文部科学省の調査によると、全国の小中学校における給食調理の外部委託は平成22年度で31.1%、平成24年度で35.8%と増加傾向にあります。近隣市町においても、調理員数が数十人必要となる9,000食を超える大規模給食センターから、2～3人で調理している自校方式の単独校まで委託化が進んでいます。</p> <p>こうした中、稲沢市では今後10年間で正規の学校給食調理員の約半数が定年退職を迎えることに加え、臨時職員の雇用についても志望者が少なく厳しい状況であることから、今般、給食調理業務の民間委託を導入するに至りました。</p> <p>将来にわたって継続的に安定した学校給食運営が可能になること、民間企業の実績やノウハウを活かした多様な給食づくり、勤務形態の弾力的運用による人件費等の経費削減効果が期待されます。また、栄養教諭及び学校栄養職員の調理に係る直接指導業務も軽減されるため、これまで以上に給食全般の管理・監督、食育の推進に力を振り向けることができます。</p> <p>これらの理由から今後も段階的に民間委託を進めていきたいと考えています。なお、全体の給食業務の中</p>

		<p>また、保育園給食の民間委託化が検討されていることに強い怒りを感じる。給食を作る調理員は市の職員として雇うべきである。栄養士は市の職員である。お互いに直接やり取りし、献立や調理方法を話し合うことが必要である。民間委託が導入されれば、指示命令が直接できなくなる。市は現場の状況を知っているのか。給食準備の際、待たなしの状況の中で立場の違う職員を配置しては、現場は疲弊する。子どもたちのために心を込めて給食を作る人の待遇を守ることが大切である。</p> <p>これらのことから現業職員を無くす方針には反対である。現在、シングルマザーの貧困化が問題になっている。市の現業職員はシングルの人が働きやすい職種である。安定した仕事を持てば、家庭も落ち着くし、税金も納めてもらえる。</p>	<p>で、献立作成業務や食材の購入については、これまでどおり市教育委員会が責任を持って行ってまいります。</p> <p>一方、市の学校給食施設については、現在、自校方式の小学校が14校、同方式の中学校が7校、共同調理場方式の給食センターが2施設あります。このうち、稲沢東小学校、稲沢西小学校及び平和町学校給食センターの各施設は建築年が古く、建替えが急務となっています。</p> <p>建替えに際しては、市が平成25年6月に策定した「公共施設の再編に関する考え方」の中で、学校給食については自校方式、敷地の制約から新たな給食施設を建てられない学校は親子方式により施設の建替えを行うこととしています。教育委員会ではこの考え方に則り、稲沢東小学校の敷地内に同小学校を親として、稲沢西及び下津小学校を子とする親子方式の給食施設の建替えを現在進めています。</p> <p>また、平和町学校給食センターについては、現在の場所から移転改築し、平和中学校の敷地内に同中学校を親とし、平和町内の小学校3校を子とする親子方式の給食施設を建設する計画です。</p>
16	給食基本計画の策定 (31・32 ページ)	<p>学校給食は、その提供に関わる職員と教職員とが密接に関わり合い、児童生徒の食育推進を図るためにも自校方式が基本であると考えます。そのため、給食施設のセンター化は計画しないほしい。</p> <p>また、給食調理業務の民間委託は、調理員の業務内容や食育推進の点から考えても、子どもたちの発達の保障が貧しくなると思う。給食を提供する人たちが安心して働き続けられるためにも、市の職員として採用して豊かな学校給食を推進してほしい。</p>	<p>※「保育園給食の民間委託化」に関する市の考え方は、No.18の欄をご覧ください。</p>

17	<p>給食基本計画の策定 (31・32 ページ)</p>	<p>学校給食は楽しく、美味しく、安心安全をモットーにして各学校に給食室を残して、市の職員が給食を作ってください。育ち盛りの子どもたちの食事を安易に考えないでください。学校給食は学校教育の一環である。市の職員が責任を持って子どもの教育に携わってほしい。</p> <p>昨今、食品の偽装や異物混入事件が報道されている。給食を作る人が学校や市との繋がりから離れていくほど責任の気持ちや所在が曖昧になり、事件や事故に繋がる可能性が多くなる。大阪の中学校では「給食の業者弁当が美味しくない」と問題になっている。民間が関わるということは、コスト計算によって経費削減、人件費削減、安い材料になることが考えられる。これでは安心安全な給食の確保は難しいと思う。給食室は非常時の市民の台所となる場所である。各小中学校に給食を作る施設を残して、市民の安心安全を確保してほしい。</p>	
18	<p>給食基本計画の策定 (31 ページ)</p> <p>外部委託の検討・推進（給食調理業務の民間委託） (84 ページ)</p>	<p>平成 29 年度に保育園の給食の民間委託化が計画されているが、民間企業は利益を得ることを目的にしているため、子どもの立場に立った栄養計算や安全面が見落とされる。やはり公の機関が対応し保障すべきである。これは今問題となっている「食育」と逆行する流れなので、止めてほしい。臨時職員が多く、正規職員が少ない中での民間委託であれば尚更である。災害時には大変な事態になる（正職員しか動けない）。よく検討してほしい。</p>	<p>市では現在、自園調理方式の給食施設を持つ 10 園を正規職員 14 人と臨時職員 14 人で賄っています。このうち正規職員は今後順次定年を迎え、近い将来には各園最低 1 名の確保もできなくなります。一方で、臨時職員についても、適任者の確保が難しい状況です。そのため、今後も良質な給食技術を維持推進していけるよう準備することが急務と考え、同様の理由から近隣市町で導入が進む民間委託を稲沢市でも考慮しています。</p> <p>委託会社で教育された人材の確保と大量調理に精通した安全面で</p>

			<p>の取り組み努力は各社間で競うものがありますし、食物アレルギーに関しても、保育園は代替食を基本に取り組んでいますが、委託業者もアレルギー食の認定資格講師による教育を受けた即戦力となる人材を育成しています。</p> <p>また、日常業務のみならず災害時も、支店・支社を持つ大手企業ならではの遠隔地からの物的・人的支援制度が当たり前になってきています。</p> <p>なお、給食業務の中で、市職員である栄養士が献立作成や食材発注について責任を持って行うことは重要だと考えます。現在も公私立保育園合同で献立会議、衛生研修、衛生監査を行い、安心安全な給食に向けて努力していますが、今後は委託会社の職員を巻き込んだ研修を重ねるなど、連携を密にする努力も肝要と考えます。</p> <p>委託業者の選定の際には十分考慮し、給食を食べるこどもの顔が見える現場で、より良い給食が維持継続できるよう行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
19	<p>教育委員会の第三者評価の推進 (31 ページ)</p> <p>給食基本計画の策定 (32 ページ)</p> <p>公共施設の再編・適正化 (学校及び通学区の再編、生涯学習施設の再編、スポーツ施設の再編) (50～52 ページ)</p>	<p>これらの項目は教育委員会の所管事項であり、教育委員会で一度も話し合っていないものを、市長が行政経営改革プランの項目として押し付けることは教育委員会への乱暴な干渉ではないか(行政経営改革プランは市長部局の市長公室が策定しており越権行為である。)</p> <p>これらの問題は、教育委員会が検討すべき事項ではないか。</p>	<p>市長部局と教育委員会は市行政を運営していく上での車の両輪であり、お互いに理解、尊重しながら事務を進めています。</p> <p>本プランについては、教育長、教育部長も本部員となっている稲沢市行政改革推進本部会議でも検討しています。</p>

20	公共施設等使用料の見直し <b>(38 ページ)</b>	<p>今後高齢者が増加していく中で、認知症の予防として「きょうよう（今日の用事があること）」や「きょういく（今日行くところ）」が大切であると言われている。</p> <p>お金を使わずに人が集まれる場所を提供する必要があるのに、逆行するような施策には反対である。</p>	<p><b>【No.20・21一括回答】</b></p> <p>どのような施設も運営する上では必ず経費が発生しますので、利用する方と利用しない方との「負担の公平性」の観点で考えると、利用する方が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない方との負担の公平性が確保されるものと考えます。そのため、施設の利用者から使用料という形でサービスの対価を負担していただくことを原則とし、利用する方・しない方双方の利益や、その施設の社会的な意義・性質を考慮し、今後適正な使用料を算定していきたいと考えます。</p>
21	公共施設等使用料の見直し <b>(38 ページ)</b>	<p>公共料金の使用料は改正しないでほしい。料金が上がれば、年金生活者は集える場所・機会がなくなる。</p>	<p>どのような施設も運営する上では必ず経費が発生しますので、利用する方と利用しない方との「負担の公平性」の観点で考えると、利用する方が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない方との負担の公平性が確保されるものと考えます。そのため、施設の利用者から使用料という形でサービスの対価を負担していただくことを原則とし、利用する方・しない方双方の利益や、その施設の社会的な意義・性質を考慮し、今後適正な使用料を算定していきたいと考えます。</p>
22	公共施設等使用料の見直し <b>(38 ページ)</b> 廃棄物処理の受益者負担の見直し（焼却施設搬入手数料の見直し） <b>(39 ページ)</b>	<p>貧困と格差の拡大が深刻な現状において、受益者負担の適正化（＝値上げ）が行われれば所得の少ない人々が公共施設やごみ処理の利用から排除されることになる。公共施設は何のために整備され、ごみ処理は何のために行政が行っているのか。「住民福祉の向上」という地方自治の精神が欠落している。貧困と格差にあえぐ少数の人を切り捨てるものではないか。</p>	<p>どのような施設も運営する上では必ず経費が発生しますので、利用する方と利用しない方との「負担の公平性」の観点で考えると、利用する方が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない方との負担の公平性が確保されるものと考えます。そのため、施設の利用者から使用料という形でサービスの対価を負担していただくことを原則とし、利用する方・しない方双方の利益や、その施設の社会的な意義・性質を考慮し、今後適正な使用料を算定していきたいと考えます。</p> <p>一方、廃棄物処理については、ごみを多量に排出した場合であっても、積極的にごみの減量・リサイクルに取り組んだ上で排出した場合であっても、全体の処理費用は税金で主に賄われることになるため、排出量に応じた費用負担にはならず、「負担の公平性」が確保されません。</p> <p>そのため、本取組は焼却施設へご</p>

			<p>みを搬入される方に搬入量に応じた費用負担をお願いすることで、少しでも廃棄物処理に係る「負担の公平性の確保」を図ろうとするものです。このことで更なるごみ減量・リサイクルに繋がることも期待されます。</p> <p>なお、今後の負担の見直しについては、近隣市等の動向を見つつ、検討してまいりたいと考えています。</p>
23	<p>公共施設の再編・適正化 (46～52 ページ)</p>	<p>これらの項目には「どういうまちづくりを目指すのか」という理念がなく、施設の統合、廃止だけを打ち出している。どういうまちづくりを目指すのかを市民の前に明らかにすべきである。そうでなければ、このプランが「住民福祉の向上」という地方自治の本旨に沿うものかどうかを市民は判断できないのではないか。祖父江・平和地区では子育てから小学校教育まで一貫しているが、そうした環境を変え、子育てしやすい環境を整備することができるのか。</p> <p>また、老人福祉センターの入浴サービスや市民プールは高齢者や子どもの居場所になっている。これらの居場所を無くし、高齢者や子どもを切り捨てて、住みよいまちと言えるのか。</p>	<p>市を取り巻く社会環境が大きく変化しています。人口減少の影響で税収増は望めず、国からの地方交付税も段階的に削減されていきます。その一方で、高齢化の進展により医療や介護といった扶助費は増加の一途を辿り、市の財政を圧迫しています。老朽化した公共施設やインフラ資産を維持・更新するための費用がさらに追い討ちをかけます。</p> <p>そうした困難な状況であっても、行政には市民の生命や暮らしを将来にわたって守る責務があります。進めるべきものはきちんと進めていく必要がありますが、限られた行政資源を有効に活用するためには、これまでの行政サービスのあり方を見直していく必要もあります。</p> <p>改革の必要性を丁寧に説明し、市民の皆様から良い知恵をいただきながら、一步一步進めてまいりたいと考えていますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
24	<p>公共施設の再編・適正化（老人福祉センターの入浴サービスの停止、生涯学習施設の再編、スポーツ施設の再編） (49・51・52 ページ)</p>	<p>入浴サービス、生涯学習施設、市民プールは予算を設けて存続させてほしい。</p>	<p>※「老人福祉センターの入浴サービス停止」に関する市の考え方は No. 25～27 の欄を、「生涯学習施設の再編」に関する市の考え方は No. 33 の欄を、「スポーツ施設の再編」に関する市の考え方は No. 34・35 の欄をご覧ください。</p>

25	<p>公共施設の再編・適正化（老人福祉センターの入浴サービスの停止） <b>(49 ページ)</b></p>	<p>高齢者が外出する機会となり、安否確認にもなっている入浴サービスを中止することに対し、冷たい行政であると言わざるを得ない。入浴中の事故が心配だと言うが、発見されたことはいいことである。一人暮らしの人なら自宅で助けられることもなく亡くなっていたかもしれない。</p>	<p>老人福祉センターの入浴施設では、平成 20 年度以降 3 名の死亡事故が発生しており、救急搬送事案も毎年数件発生しています。</p> <p>一般的に入浴施設での事故発生率は高く、市職員や入浴者相互での確認等により事故が無いように努めています。死亡事故の根絶や安全の確保は困難であると考えますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
26	<p>公共施設の再編・適正化（老人福祉センターの入浴サービスの停止） <b>(49 ページ)</b></p>	<p>設備を修理し、入浴サービスを継続してほしい。安全性の確保が困難だということだが、一人暮らしの人が自宅で倒れたら気づいてもらえない場合もある。安否確認としても役立つと思う。</p>	<p>厳しい財政状況の中で、多額の費用をかけて設備を修理して入浴サービスを継続することに対し、多くの市民の理解を得ることは困難であると考えています。</p> <p>また、老人福祉センターの利用は任意であり、利用者の利用時間以外の状況確認は行っておりませんので、直接的な安否確認の手段にはならないと考えています。</p>
27	<p>公共施設の再編・適正化（老人福祉センターの入浴サービスの停止） <b>(49 ページ)</b></p>	<p>反対である。確かに浴場での事故は発生しているが、この事由が老人家庭において個々に発生した場合、市行政はどう考えるのか。入浴場には老人家庭の人が多く来ている。独居や老人二人の居宅で大量の水・ガスを使用し、さらに暖まらない浴室での事故を想定すれば入浴サービスの中止は被害的である。</p>	<p>事故の問題に関しては、市として施設内で発生した事故に対する管理責任が問われるものであり、家庭内の事故とは別のものであると考えます。</p> <p>また、老人福祉センターの目的は健康の増進、教養の向上やレクリエーションのための便宜を総合的に供与することであり、経済的な支援ではありませんので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
28	<p>公共施設の再編・適正化（公立保育園の再編） <b>(49 ページ)</b></p>	<p>長野保育園の廃止は市民の声を聞く間もなく、トップダウンで決めたのではないか。保育園は送迎が徒歩でも可能な身近な場所にあるのが最適である。市は車が二台ある家</p>	<p>稲沢市の子育て支援に関する課題として、保育園では「子生和保育園が耐震基準を満たしておらず老朽化していること」、「近隣の下津地区の児童数が増加していること」、また、</p>

		<p>庭が当たり前だと考えているのか。弱者に対する視点が欠けている。</p>	<p>学童保育では「各小学校区に児童クラブが設置されていないこと」、未就園児を持つ家庭に対しては「子育て支援センターが稲沢市の東部にないこと」等がありました。</p> <p>これらの課題を総合的に判断した結果、子生和保育園と同じ稲沢東小学校区にある長野保育園について、これ以上保育園としての拡張が望めないこと、長野保育園の比較的近くに民間保育園があることから、子生和保育園の建替えに併せて長野保育園の転用を計画したものです。</p> <p>こうした考えに基づき、平成 25 年度に各地区の関係者の方々への説明会を経て、平成 28 年 4 月から転用させていただくものです。</p>
29	<p>公共施設の再編・適正化（保健センターの再編、学校及び通学区域の再編、生涯学習施設の再編） <b>(50・51 ページ)</b></p>	<p>支所が機能しなくなることは、平和地区や祖父江地区の切り捨てに繋がり、緑豊かな地域がさびれてしまう。人口を増やして若い世代に住んでもらい、税金を払ってもらうために必要なのは、支所や保健センター、学校や保育園の統廃合ではなく、市のどこに住んでも子育てしやすく、高齢者になっても安心な地域づくりである。今回の提示されたものは全て少数意見の切り捨てと弱者いじめである。</p>	<p>市を取り巻く社会環境が大きく変化しています。人口減少の影響で税収増は望めず、国からの地方交付税も段階的に削減されていきます。その一方で、高齢化の進展により医療や介護といった扶助費は増加の一途を辿り、市の財政を圧迫しています。老朽化した公共施設やインフラ資産を維持・更新するための費用がさらに追い討ちをかけます。</p> <p>そうした困難な状況であっても、行政には市民の生命や暮らしを将来にわたって守る責務があります。進めるべきものはきちんと進めていく必要がありますが、限られた行政資源を有効に活用するためには、これまでの行政サービスのあり方を見直していく必要もあります。</p> <p>改革の必要性を丁寧に説明し、市民の皆様から良い知恵をいただきながら、一步一步進めてまいりたいと</p>

			<p>考えておりますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、祖父江・平和支所については、現在の施設に耐震性の問題があり、経年劣化も著しいため、別の施設へと移転するものです。支所の管理体制や機能自体が無くなるものではありません。</p>
30	<p>公共施設の再編・適正化（保健センターの再編） (50 ページ)</p>	<p>保健センターの再編には反対である。保健センターは現在も不足している。もっと身近な対応を行えば、医療費の削減に繋がると思う。</p>	<p>保健センターの再編によって事業自体が減少するものではありません。</p> <p>再編後は効率的な事業の推進に努めるとともに、これまで以上に身近な対応を行うよう努めてまいりたいと考えます。</p>
31	<p>公共施設の再編・適正化（学校及び通学区域の再編） (50 ページ)</p>	<p>現在、稲沢市が進めようとしている小学校の統廃合には反対である。小学校は地域の精神的・文化的な中心になっていると思う。また、小学校区の大きさは小学生が歩いて通学できる範囲が望ましく、片道4キロは子どもにとって大きな負担になる。</p> <p>市の小中学校の標準規模は小学校が12学級（各学年2学級以上）から24学級となっているが、学校規模の拡大は教師のゆとりを無くし、一人一人の子どもと向き合う時間を減らしている。子ども達が抱える問題が見過ごされていることに繋がる。少人数学級の実現こそが急務だと思う。</p> <p>地域・保護者に十分な意見を聞く場と方法を検討し、子ども達の健全な生活、成長・発達が保障される学校づくりを求める。</p>	<p><b>【No.31・32一括回答】</b></p> <p>平成26年5月に「稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿」を取りまとめ、その中で小中学校の標準学級規模を小学校が12～24学級、中学校が6～24学級と明示しました。</p> <p>少人数学級のメリットは市も認識しており、否定するものではありません。ただし、学校規模の問題と少人数学級の実現とは別の観点であると考えます。市としては、クラス替えができるような学校規模が望ましいと考えており、「稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿」の中で示した標準規模が、児童生徒がお互いに切磋琢磨し、認め合いながら学校生活を送るために必要な規模であると考えます。</p> <p>平成27年度から5年間の入学予定児童数を推計した結果、小学校別の児童数では全学校で10人以上入学する予定であり、当面は複式学級の発生を危惧する恐れはないと思わ</p>

32	<p>公共施設の再編・適正化（学校及び通学区域の再編） <b>(50 ページ)</b></p>	<p>学校の統廃合は止めてほしい。少人数学級の良さをPRして存続させてほしい。災害時には地域の拠点としても必要になると思う。子どもたちの声も聞いてほしい</p>	<p>れます。しかし、1学年1クラス。その人数が10人程度の小規模学校が複数校出現する事態が現実になっており、また、市内においては児童数の減少地区と増加地区が混在していますので、これらの課題を解消するためにも「稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿」における標準学級規模の確保に向けた方策を推進してまいりたいと考えています。</p>
33	<p>公共施設の再編・適正化（生涯学習施設の再編） <b>(51 ページ)</b></p>	<p>生涯学習施設を廃止しないでほしい。市民が利用しやすいようにすることが「市民サービスの向上」ではないか。</p>	<p>市を取り巻く社会環境が大きく変化しています。人口減少の影響で税収増が望めない一方で、高齢化の進展により医療や介護などの扶助費は増加の一途を辿り、市の財政を圧迫しています。さらに老朽化した公共施設やインフラ資産を維持・更新するための費用がこれに追い打ちをかけます。</p> <p>そうした困難な状況であっても、行政には、将来にわたって市民の生命や暮らしを守っていく責務があります。進めるべきものはきちんと進めていく必要がありますが、限られた行政資源を有効に活用するためには、今までの行政サービスのあり方を見直していく必要もあります。</p> <p>生涯学習施設を含む「公共施設の再編・適正化」については、改革の必要性を丁寧に説明し、市民の皆様から良い知恵をいただきながら、一歩一歩進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

34	<p>公共施設の再編・適正化（スポーツ施設の再編） (52 ページ)</p>	<p>子どもが自分で通えるプールがなくなることは、子どもの自立心を育てる上でも非常に残念なことである。市民プールを廃止するのであれば、各小学校のプールを夏休み期間中に市民プールとして開放することを検討してほしい。</p>	<p><b>【No.34・35 一括回答】</b></p> <p>市内には現在 5 つの市営プール（井之口、治郎丸、明治、千代田、平和町）があります。このうち平和町プールを除く 4 施設は老朽化が著しく進んでおり、大規模改修が必要な状態です。</p>
35	<p>公共施設の再編・適正化（スポーツ施設の再編） (52 ページ)</p>	<p>現在、市営プールは 3 か所（明治、井之口、千代田）あると思う。私は地域柄、井之口プールの利用状況を見ているが、結構多くの人利用しているため、プールを廃止することを忍び難く感じている。もし廃止する方向で動いているならば、必ず学校開放プールを実施することを要望する。</p>	<p>また、入場者数については、千代田プールが竣工した昭和 61 年度と比較すると、現在は 2 分の 1 以下にまで減少しています。</p> <p>こうした状況の中で、大規模改修に係る費用対効果やランニングコスト、故障や劣化に伴う修繕費用、そして市の今後の財政状況を考慮すると、全ての施設を存続させることは難しいと考えます。</p> <p>これらを踏まえ、今後の方針については、夏休み期間中の子どもの居場所づくりの観点から検討してまいりたいと考えます。</p> <p>なお、市民プール廃止の代替策として、今年度から先行して市内 2 か所の民間プール（スポーツクラブ NAS 稲沢、名鉄セントラルフィットネスクラブいなす）を開放しております。平和町プールや祖父江の森温水プールと併せてご利用いただきたいと思います。</p>
36	<p>任期付任用職員の活用 (61 ページ)</p>	<p>専門性が必要とされる職種はプライベートに関わる問題に当たることが多く、全庁的な横断的連携も必要になる。任期付きで待遇が保障されない職員では限界がある。こうした分野にこそ職員の人材育成を望む。</p>	<p>任期付任用職員については、専門性を必要とする業務に限らず、一定期間内に終了することが見込まれる業務や一定期間内に限って業務量の増加が見込まれる業務、行政サービスの提供体制の充実など、幅広く活用することが可能であり、また、正規職員と同様の業務に従事することもできることから、臨時・非常勤職</p>

			員の雇用とともに有効な任用手段の一つとして考えています。
37	放課後児童クラブの 充実 (67 ページ)	稲沢市の放課後児童クラブは、家庭の都合によって小学校の空き教室を利用する「いなっピールーム」だけの利用になったり、児童館などの利用になったりして、子どもの置かれる環境が目まぐるしく変わることになる。これでは子どもは精神的に安定しない。小学6年生までを対象にした学童保育所を小学校区毎にきちんと整備して、子育て環境を整備すべきではないか。	「いなっピールーム」では、学校休業日を除き、保護者の迎えが午後5時までの児童を対象に児童クラブを実施しています。学校内で児童クラブを実施することにより、児童の移動の負担の軽減と児童センター等で行っている児童クラブの混雑の緩和を図っています。 児童クラブの整備については、児童数の増減や施設の確保等を考慮し引き続き検討していきます。
38	放課後児童クラブの 充実 (67 ページ)	各小学校に児童クラブを設置することには賛成だが、下津小学校区の増設が平成 31 年度では遅すぎる。国が言う「小学6年生までを利用対象とする」のであれば尚更である。そこで提案したいのが、子どもたちがのびのび遊べる場所の確保、職員体制と児童クラブの内容についてである。現在の児童クラブは「子どもに寄り添う」というより「子どもの安全管理」が主となっており、子どもたちの自主性を育てる場にはなっていない。また、保護者の声を反映させる機能もない。そうしたことについて検討してほしい。	下津小学校区は年々児童数が増加しています。校内の余裕教室数も減少しており、児童クラブの実施場所の確保が困難な状況です。そのため、実施場所の確保は早急に検討していきます。 また、児童クラブの事業内容については、児童の安心・安全な居場所の確保を優先に考え、検討していきます。
39	地域子育て支援拠点 事業の推進 (67 ページ)	新たに子育て支援センターを整備することは評価できるが、なぜ長野保育園を廃止し整備するのか。保育園を統合して広域化することは子育て支援に反することになる。長野保育園の存続を前提に子育て支援センターの整備を検討すべきではないか。	稲沢市の子育て支援に関する課題として、保育園では「子生和保育園が耐震基準を満たしておらず老朽化していること」、「近隣の下津地区の児童数が増加していること」、また、学童保育では「各小学校区に児童クラブが設置されていないこと」、未就園児を持つ家庭に対しては「子育て支援センターが稲沢市の東部にないこと」等がありました。

			<p>これらの課題を総合的に判断した結果、子生和保育園と同じ稲沢東小学校区にある長野保育園について、これ以上保育園としての拡張が望めないこと、長野保育園の比較的近くに民間保育園があることから、子生和保育園の建替えに併せて長野保育園の転用を計画したものです。</p> <p>こうした考えに基づき、平成 25 年度に各地区の関係者の方々への説明会を経て、平成 28 年 4 月から転用させていただくものです。</p>
40	<p>「基本目標 6：市民との役割分担を明確にし、効率的で質の高いサービスを実現」に関する行動計画 (83～85 ページ)</p>	<p>現状においても市の業務を民間委託した場合、市民のプライバシー保護に問題が生じている。今後マイナンバー制度が導入されれば、情報が漏洩した場合の深刻さは計り知れない。情報漏洩を防ぐことは困難であり、絶対に民間委託を導入すべきではない。</p> <p>民間活力等の活用、施設の管理運営等の見直しや移行によって市自身の業務に対するノウハウがなくなれば、民間の言いなりにならざるを得なくなる(既にコンピューター等の情報分野では現実のものになっている。)。目先の利益にとらわれ、将来的に「住民福祉の向上を図る」という自治体の使命を果たせなくなるのではないか。</p>	<p>少子高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズがますます多様化・高度化しており、行政だけで公共サービスを提供していくには限界があります。そのため、行政関与の必要性や適正なサービスのあり方を見直し、市民、民間、行政等、それぞれが担うべき役割と責任を明確にするとともに、市民活動、民間によるサービスや新たな経営手法などを有効に活用することで、効率的で質の高い公共サービスを総合的に提供してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、コンピューター等の情報分野におけるシステム開発・保守には高度な専門知識が必要とされ、担当職員の育成には膨大な時間と費用が必要になります。そのため、システムの運用を市職員が担当し、開発・保守を専門知識やノウハウを保有する民間企業に委託することが最も合理的であると考えます。</p> <p>また、情報漏洩の懸念に対する対策としましては、委託業者への指導だけでなく、市職員を対象とした様々なセキュリティ対策を実施する</p>

			とともに、業務委託の管理能力を向上させるため、各種研修に市職員を派遣するなどノウハウの蓄積にも努めております。
41	外部委託の検討・推進（市民課窓口業務等の民間委託） <b>（83 ページ）</b>	実際に民間委託した自治体を調査したのか。現場は混乱し、指示命令は規則通りに機能していないのが実態である。市の窓口業務は個人情報だらけであり、流出して被害があつてからでは遅い。絶対に止めるべきである。検討する予算こそ無駄である。	<b>【No.41・42一括回答】</b> 市職員数が限られる中、繁忙期・閑散期などに対応した柔軟な人数配置や各業務の専門化が可能となり、効率的な業務遂行と待ち時間の短縮など市民サービスの向上が図れるメリットがあることから、民間委託の導入を進めていくものです。
42	外部委託の検討・推進（市民課窓口業務等の民間委託） <b>（83 ページ）</b>	民間委託には反対である。職員を増員するか、庁舎内での柔軟な対応（繁忙期の他課からの応援等）を図ることで「市民サービスの向上」をお願いしたい。民間委託による個人情報漏れ等も心配である。	導入に当たっては、先進自治体の事例研究は当然のこと、ご指摘いただいた現場の混乱や個人情報の漏えい等で市民の皆様にご迷惑をおかけすることがないように、適切な運営に努めてまいります。
43	外部委託の検討・推進（給食調理業務の民間委託） <b>（84 ページ）</b>	「民間委託の導入により衛生管理や人員管理等に民間のノウハウを活かすことで、給食調理業務の効率的な運営及び充実を図っていく」という目標を掲げているが、実際の現場がどれだけ混乱するか調査しているのか。事故や感染が起こってからでは遅い。民間委託を簡単に導入する裏返しとして、現業職員は軽んじられていると思う。市民と密着している現業職員を疎かにすることが、市民の不満を大きくしていることに市は気付くべきである。  災害時の給食施設は炊き出し施設として使えることが、阪神淡路大震災や東日本大震災を通じて明らかになっている。この地域に震災が起こったら、効率を追求して施設を集約化したツケや民間委託したツケが市民に降りかかる。その責任を市はどのように考えているか。	※「給食調理業務の民間委託」に関する市の考え方は、No. 15～18の欄をご覧ください。

44	外部委託の検討・推進（給食調理業務の民間委託） (84 ページ)	民間に委託しないでほしい。 現在の体制では衛生管理や給食調理の効率的な運営ができないということか。	※「給食調理業務の民間委託」に関する市の考え方は、No. 15～18の欄をご覧ください。
----	-------------------------------------	--	--

○その他

45	パブリックコメント制度について	「稲沢市パブリックコメント手続に関する意見書（提出用紙）」について、「個々の意見には直接回答しない」のであれば、住所や氏名の記入は不要である。何のために記入させているのか。	住所や氏名をご記入いただく理由としましては、市の重要施策等の策定に参加していただいているという意味から、責任ある立場でご意見を提出していただきたいとの考えからお願いしているものです。 また、必要に応じてご意見の内容を確認させていただく場合もありますので、この点からも氏名などの記入をお願いしているものです。
----	-----------------	--	--